

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 3 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 4 号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>		<省略>	
建築基準法第 8 6 条第 1 項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定の申請に対する審査に係る 1 団地内に建築等をする 1 又は 2 以上の建築物の特例認定申請手数料	<省略>	建築基準法第 8 6 条第 1 項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定の申請に対する審査に係る 1 団地内に建築される 1 又は 2 以上の建築物の特例認定申請手数料	<省略>
建築基準法第 8 6 条第 2 項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定の申請に対する審査に係る既存建築物を前提として総合的見地から設	建築物（ <u>建築等をするもの</u> をいう。以下この項において同じ。）の数が 1 のときは 7 8, 0 0 0 円、建築物の数が 2 以上のときは 7 8, 0 0 0 円に 1 を超える建築物の数に 2 8, 0 0 0 円を乗じて得た額を加算した額	建築基準法第 8 6 条第 2 項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定の申請に対する審査に係る既存建築物を前提として総合的見地から設	建築物（ <u>既存建築物を除く</u> ）の数が 1 のときは 7 8, 0 0 0 円、建築物の数が 2 以上のときは 7 8, 0 0 0 円に 1 を超える建築物の数に 2 8, 0 0 0 円を乗じて得た額を加算した額

計した建築物の特例額		計した建築物の特例額	
認定申請手数料		認定申請手数料	
建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をする場合の認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をするものをいう。以下この項において同じ。）の数が1のときは78,000円、建築物の数が2以上のときは78,000円に1を超える建築物の数の28,000円を乗じて得た額を加算した額	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をする場合の認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1のときは78,000円、建築物の数が2以上のときは78,000円に1を超える建築物の数の28,000円を乗じて得た額を加算した額
<省略>		<省略>	
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計	<省略> その他の場合 1) 一戸建て住宅 建築物 エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき19,100円、その他のものは1件につき37,100円 2) 共同住宅等 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計	<省略> その他の場合 1) 一戸建て住宅 1件につき37,100円 2) 共同住宅等 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上

画認定
申請手
数料

に係るものであるものの
1棟の戸数が1のときは
1件につき19,100
円、1棟の総戸数が2以
上5以下のときは1件に
つき35,900円、1
棟の総戸数が6以上10
以下のときは1件につき
51,900円、1棟の
総戸数が11以上25以
下のときは1件につき7
4,600円、1棟の総
戸数が26以上50以下
のときは1件につき11
2,600円、1棟の総
戸数が51以上100以
下のときは1件につき1
70,300円、1棟の
総戸数が101以上20
0以下のときは1件につ
き242,600円、1
棟の総戸数が201以上
300以下のときは1件
につき313,400円
、1棟の総戸数が301
以上のときは1件につき
356,500円、建築
物全体又は複合建築物の
住宅部分に係るもののう
ちその他のものの1棟の
戸数が1のときは1件に
つき37,100円、1
棟の総戸数が2以上5以
下のときは1件につき7
4,900円、1棟の総

画認定
申請手
数料

5以下のときは1件につ
き74,900円、1棟
の総戸数が6以上10以
下のときは1件につき1
05,400円、1棟の
総戸数が11以上25以
下のときは1件につき1
48,300円、1棟の
総戸数が26以上50以
下のときは1件につき2
13,000円、1棟の
総戸数が51以上100
以下のときは1件につき
305,200円、1棟
の総戸数が101以上2
00以下のときは1件に
つき413,500円、
1棟の総戸数が201以
上300以下のときは1
件につき542,100
円、1棟の総戸数が30
1以上のときは1件につ
き636,500円、複
合建築物の非住宅部分に
係るもののうち非住宅部
分の全部が建築物エネル
ギー消費性能基準等を定
める省令（平成28年経
済産業省・国土交通省令
第1号。以下この表にお
いて「建築物省エネ法基
準省令」という。）第
10条第1号イ(2)及び
ロ(2)に定める基準に係
るものであるものの非

戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル

住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、非住宅部分の床面積の合計が25,000

以内のときは1件につき121,000円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以

平方メートルを超えるときは1件につき474,800円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル

内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,

ルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円

		, 400円			(3)及び(4) <省略>
		(3)及び(4) <省略>			(3)及び(4) <省略>
都市の	<省略>	<省略>	都市の	<省略>	<省略>
低炭素	その他の場合	(1) 一戸建て住宅 建築物	低炭素	その他の場合	(1) 一戸建て住宅 1件に
化の促		省エネ法基準省令第10	化の促		つき19,200円
進に関		条第2号イ(2)及びロ(2)に	進に関		
する法		定める基準に係るものは	する法		
律第5		1件につき10,100	律第5		
5条第		円、その他のものは1件	5条第		
1項の		につき19,200円	1項の		
規定に		(2) 共同住宅等 住戸のみ	規定に		(2) 共同住宅等 住戸のみ
基づく		に係るもののうち申請に	基づく		に係るもののうち申請に
低炭素		係る戸数が1のときは1	低炭素		係る戸数が1のときは1
化のた		件につき19,200円	化のた		件につき19,200円
めの建		、申請に係る戸数が2以	めの建		、申請に係る戸数が2以
築物の		上5以下のときは1件に	築物の		上5以下のときは1件に
新築等		つき38,500円、申	新築等		つき38,500円、申
の計画		請に係る戸数が6以上1	の計画		請に係る戸数が6以上1
変更認		0以下のときは1件につ	変更認		0以下のときは1件につ
定申請		き54,500円、申請	定申請		き54,500円、申請
手数料		に係る戸数が11以上2	手数料		に係る戸数が11以上2
		5以下のときは1件につ			5以下のときは1件につ
		き77,100円、申請			き77,100円、申請
		に係る戸数が26以上5			に係る戸数が26以上5
		0以下のときは1件につ			0以下のときは1件につ
		き111,400円、申			き111,400円、申
		請に係る戸数が51以上			請に係る戸数が51以上
		100以下のときは1件			100以下のときは1件
		につき161,300円			につき161,300円
		、申請に係る戸数が10			、申請に係る戸数が10
		1以上200以下のとき			1以上200以下のとき
		は1件につき220,6			は1件につき220,6
		00円、申請に係る戸数			00円、申請に係る戸数
		が201以上300以下			が201以上300以下
		のときは1件につき28			のときは1件につき28

8, 500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336, 900円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき10, 100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき19, 000円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき27, 700円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき40, 200円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき61, 300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき93, 900円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき135, 200円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174, 200円、1棟の総戸数が301以上のときは

8, 500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336, 900円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき19, 200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38, 500円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき54, 500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77, 100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111, 400円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき161, 300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき220, 600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき288, 500円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき336, 900円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が

は1件につき197,000円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき336,900円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第

建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、非住宅部分の床面積の合計が2

1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えると

5,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき157,400円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435

きは1件につき259,300円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき157,400円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435,000円、非住宅部分の床面積の

,000円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円

		合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円						(3)及び(4) <省略>
<省略>			<省略>			<省略>		
建築物	<省略>	<省略>	建築物	<省略>	<省略>	建築物	<省略>	<省略>
のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	その他建築物の場合	省エネ法基準省令第10条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの	のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	その他建築物の場合	省エネ法基準省令第10条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの	のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	その他建築物の場合	省エネ法基準省令第10条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの
		(1) 一戸建て住宅 建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき19,100円、その他のものは1件につき37,100円			(1) 一戸建て住宅 1件につき37,100円			(1) 一戸建て住宅 1件につき37,100円
		(2) 共同住宅等 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち全戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの			(2) 共同住宅等 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上2			(2) 共同住宅等 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上2

戸数が51以上100以下のときは1件につき170,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき242,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき313,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき356,500円、建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものうちその他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、1棟

00以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の床面積の合計が5,00

の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336

0平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円、複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを

、800円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円、複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル

を超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円

		ル以内のときは1件につき706,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円			
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
建築物	<省略>	<省略>	建築物	<省略>	<省略>
のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	その他建築物の場合省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの	(1) 一戸建て住宅 建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき10,100円、その他のものは1件につき19,200円 (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、申請	のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	その他建築物の場合省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの	(1) 一戸建て住宅 1件につき19,200円 (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、申請

に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336,900円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき10,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき19,000円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき27,700円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき40,200円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは

に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336,900円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき161,3

		<p>は1件につき61,300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき93,900円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき135,200円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,200円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき197,000円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、1棟の総戸数が101以上</p>		<p>00円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき336,900円、複合建築物の非住宅部分に係るものうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、非</p>
--	--	--	--	---

200以下のときは1件につき220,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき336,900円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、非住宅部分の床面積の合計が5,000

住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき157,400円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以

0平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき157,400円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,50

内のときは1件につき295,500円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435,000円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円

		0円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435,000円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円			
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
建築物	<省略>	<省略>	建築物	<省略>	<省略>
のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適	その他建築物の場合	省エネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るもの(共同住宅	のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適	その他建築物の場合	省エネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るもの

合認定 申請手 数料	等にあ っては 全住戸 が該当 するも の)	<省略> >	合認定 申請手 数料	<省略> >
マンシ ヨンの 管理の 適正化 の推進	マンシ ヨンの 管理の 適正化 の推進	長期修 繕計画 の数が 1であ る場合	1件につき42,100円	
に関する 法律 (平成 12年の 法律第 1494号)第5条 第1項 の規定 に基づく マンシ ヨンの 管理に 関する 計画 (以下 「管理 計画」と いう。)	に関する 法律 (平成 12年の 法律第 1494号)第5条 第1項 の規定 に基づく マンシ ヨンの 管理に 関する 計画 (以下 「管理 計画」と いう。)	長期修 繕計画 の数が 2以上 ある場 合	1件につき42,100円 に1を超える長期修繕計画 の数の22,500円を乗 じて得た額を加算した額	

請手料	る場合として市長が定める場合以外の場合		
マンシヨンの管理の適正化の推進	マンシヨンの管理の適正化の推進	長期修繕計画の数が1である場合	1件につき42,100円
に関する法律第5条の6第2項の規定により用される同法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画認定更新請手料	に関する法律第5条の4各号（第4号）にあっては、マンシヨンの管理の適正化の指針に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合していることが証されている場合	長期修繕計画の数が2以上である場合	1件につき42,100円に1を超える長期修繕計画の数の22,500円を乗じて得た額を加算した額

として				
市長が				
定める				
場合以				
外の場				
合				
<省略>		<省略>		
備考 <省略>		備考 <省略>		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の瀬戸市手数料徴収条例（次項において「新条例」という。）別表中次に掲げる項の規定は、令和5年4月1日から施行する。
 - (1) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定の申請に対する審査に係る1団地内に建築等をする1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料の項
 - (2) 建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定の申請に対する審査に係る既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定申請手数料の項
 - (3) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査に係る一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をする場合の認定申請手数料の項
 - (4) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）認定申請手数料の項
 - (5) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第2項の

規定により準用される同法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく管理計画認定更新申請手数料の項

(経過措置)

- 2 前項第 4 号及び第 5 号を除く新条例の規定は、施行の日以後に申請するものについて適用し、同日前に申請したものについては、なお従前の例による。